

岩手県告示第80号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年1月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 処分をした年月日 平成23年1月18日
 - （2） 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 三上電業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市境田町3番31号
 - ウ 代表者の氏名 三上恭男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第1490号
 - （3） 処分の内容 とび・土工事業、電気通信工事事業及び消防施設工事事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - （4） 処分の原因となった事実 平成23年1月14日付けでとび・土工事業、電気通信工事事業及び消防施設工事事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2（1） 処分をした年月日 平成23年1月18日
 - （2） 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 三上電業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市境田町3番31号
 - ウ 代表者の氏名 三上恭男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（特-21）第1490号
 - （3） 処分の内容 電気工事事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - （4） 処分の原因となった事実 平成23年1月14日付けで電気工事事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。